



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 206 ●
利用者負担軽減

利用者負担を軽減するため、次のようなサービス利用料の軽減制度があります。
軽減を受けるためには、交付された認定証を利用する事業所へ提示してください。

①食費・居住費（滞在費）の軽減【負担限度額認定】

介護保険施設や、短期入所（ショートステイ）利用時にかかる食費・居住費（滞在費）を軽減するものです。

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	●老齢福祉年金を受給している、世帯全員※ ¹ が住民税非課税の方 ●生活保護受給者	<u>単身で1,000万円以下※²</u>
第2段階	●世帯全員※ ¹ が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額が年間で80万円以下の方	<u>単身で650万円以下※²</u>
第3段階①	●世帯全員※ ¹ が住民税非課税で、 <u>前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方</u>	<u>単身で550万円以下※²</u>
第3段階②	●世帯全員※ ¹ が住民税非課税で、 <u>前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が年間で120万円超の方</u>	<u>単身で500万円以下※²</u>

※¹ 世帯分離している配偶者も含みます。

※² 夫婦世帯では1,000万円が配偶者の上乗せ分となります。

②訪問介護の利用者負担軽減【黒潮町独自事業】

訪問介護（ホームヘルパー）を利用したときの利用者負担（サービス費用の10%）を5%に軽減するものです。

対象者	世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方（生活保護を受けている方を除く）
-----	--

③社会福祉法人などによる利用者負担軽減

介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用者負担額の一部を負担し、利用者負担を軽減するものです。

対象者	世帯全員が住民税非課税で年間収入（仕送りや非課税収入を含む）が単身世帯で150万円、世帯員が増えるごとに50万円加算した額以下であることや預貯金の額などの条件があります。
-----	---

④離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減

佐賀地域は、厚生労働大臣が定めた離島等地域に該当し、そこに所在する居宅介護サービス事業所が提供する訪問介護サービスについては、サービス確保の観点から介護報酬として15%の特別地域加算が実施されており、利用者負担額も15%の増額となっています。このため、離島等地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人などのサービス事業者が利用者負担(サービス費用の10%)を9%に軽減するものです。

対象者 住民税本人非課税の方(生活保護受給世帯に属する方を除く)

●申請手続きについて

利用者負担の軽減を受けるためには申請が必要です。申請書の記入方法や必要書類については、介護保険係(本庁)や総合窓口第2係(佐賀支所)、またはケアマネジャーにご相談ください。

●有効期限と更新手続きについて

有効期限は、8月1日～翌年の7月31日まで(随時受付分は、申請した月の初日から7月31日まで)です。※令和5年1月～令和5年7月申請の場合、有効期間は令和5年7月31日までとなります。

現在、軽減を受けている方も、令和5年8月1日以降も引き続き軽減を受ける場合は更新申請が必要です。更新の対象となる方にはお知らせしますので、お早めに手続きをお願いします。

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116

役場からのお知らせ

ねんきんコーナー

国民年金保険料のご案内
を民間委託しています

◆国民年金保険料収納業務の民間委託について

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する電話や文書による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、そのほか口座振替などの案内について、民間委託を実施しています。

事業の民間委託を通じ、被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによる低額年金者や無年金者の減少をめざしています。

※令和5年5月1日より戸別訪問によるご案内は廃止となりました。

◎受託業者について
高知県の受託業者
(株)バックスグループ

¥ 退職(失業)後の国民年金加入の手続きはお済みですか?

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)され

た場合、国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行う必要があります。

また、退職した方に扶養されていた60歳未満の配偶者についても、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。

この手続きを怠ると、年金額が減る場合や、受給権を得ることができなくなる場合があります。

必ず役場または年金事務所で必要な手続きを行ってください。

保険料は、月額1万6千520円(令和5年度)です。保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除申請する年度、またはその前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。特例免除の場合は、退職(失業)した方の前年の所得額を「0円」とみなして審査されます。なお、特例免除の申請には、離職日が確認できる証明書類(離職票や離職証明など)が必要となります。

詳しくは、役場または年金事務所にご相談ください。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 55-3701

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 34-1616

i
(一社)700MHz利用推進協会によるテレビ受信障害対策工事について

携帯電話の新しい電波利用開始に伴い、テレビ映像に影響が出る恐れのある一部地域のご家庭には、5月下旬より周知チラシを随時配布しています。

7月下旬以降に影響が出た場合は、(一社)700MHz利用推進協会が無償で回復作業を行いますので、左記コールセンターまでご連絡をお願いします。

○お問い合わせ

700MHz受信障害対策コールセンター

☎ 0120-700-012

(フリーダイヤル)

つながらない場合

☎ 050-3786-0700

受付時間 午前9時～午後10時



町税等の納付は口座振替が便利で安心

口座振替を申し込みいただくと、指定された口座から町税等が自動的に引き落とされるため、「つい、うっかり」の納め忘れがなくなり、納期のたびに金融機関へ行く手間も省けます。

安心・便利な口座振替を、ぜひご利用ください。

◆手続きの方法

次の4点を持つて振替を希望する金融機関窓口で申請してください。

①口座振替依頼書

※役場窓口、町内各金融機関に用意されています。

②預金通帳

③通帳届出印

④納付義務者のわかるもの

例・納税通知書など

◆口座振替可能な金融機関

高知県農協、高知銀行、幡多信用金庫、四国銀行、西日本信漁連、高知信用金庫、四国労働金庫、愛媛銀行、ゆうちょ銀行および郵便局

○お問い合わせ

本庁住民課収納係

☎ 43-2816



重度心身障害児・者医療費(福祉医療)助成

重度心身障害児・者が医療を受けるとき、各医療保険の対象となる医療費の自己負担分を市町村が助成します。利用には受給者証が必要です。担当係で交付を受けてください。

世帯員の異動(転入・転出など)や健康保険の変更などがあった場合は、手続きが必要です。

◆対象者(①～③のいずれかに該当する方)

①身体障害者手帳1級または2級の方

②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)の方

③身体障害者手帳3級または4級を所持し、かつ中度知的障がいと認定された18歳未満の合併障

がいの方

※ただし、65歳以上で、平成15年10月以降に新たに①・②の認定を受けた方は、市町村民税非課税世帯の方のみ対象。

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2124



ひとり親家庭医療費助成

配偶者のいない父・母と児童、または父母のいない児童について、医療費の自己負担分(高額医療費は除く)を助成します。

※所得制限があり、受給者および同居している扶養義務のある方の前年の所得に対して所得税が課税されている世帯などは、対象とならない場合があります。

◆助成の種類

【現物給付】

受給者証を医療機関に示し、助成分を差し引いて支払う方法

【療養費払い】

いったん自己負担分を支払い、後日役場で給付請求する方法
 ※県外受診の場合は療養費払いになります。領収書が必要です。

◆申請時に必要なもの

【新規】(随時受付)

印かん、健康保険証

【更新】

印かん、健康保険証、申請書、受給者証、マイナンバーカード

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2124